

(仮称)西東京市体育館の管理・運営について(提言)

7月27日、西東京市スポーツ振興審議会(渡邊一雄会長)から教育長へ、旧市体育館(田無庁舎隣)の老朽化に伴い建て替えられる(仮称)西東京市体育館の管理・運営について提言が提出されましたので、その概要をお知らせします。
なお、提言の全文は、両庁舎1階の情報公開コーナーおよび市のホームページでご覧になれます。
スポーツ振興課(☎区内線2715)

- はじめに
(仮称)西東京市体育館の建設にあたっては、「量的・箱つくり」の視点から「質的・場つくり」の視点に重点を置いた諸条件の整備・充実に努めることが求められている。
1 名称の考え方について
(1)公募方式による選択について
市民から公募し、決定する方法も考えられる。
(2)命名権の譲渡と効果について
命名効果、財源確保およびまちの活性化を考慮すると、ネーミングライツ(命名権)の譲渡も選択肢の一つと考えられる。
2 管理体制について
安定的な管理・運営について
市のスポーツ施設は、教育委員会が直営する施設と、文化・スポーツ振興財団が管理する施設が混在しているため、「合併後の調整を要する施策の緊急かつ個別的課題について(提言)」(平成14年10月)により、市民サービスの観点からスポーツ施設の管理・運営の統一化を早急を目指すべき提言を行った。
しかし、平成15年6月に地方自治法が改正され、同年9月に「公の施設」の管理・運営について、民間活力の積極的な導入を法定化する「指定管理者制度」が施行されたため、今後「公の施設」の管理・運営の際には、この制度の主旨を踏まえた検討が求められる。
なお、この制度に移行する際には、市民サービスに差異が生じない統一的管理・運営を行う方策を講じる必要と、指定管理者には継続性と信頼性のある法人等を選定し、安定的な管理・運営を図ることが望ましい。
3 運営について
(1)開館時間について
「体育館」の西側地域は、第一種住宅専用地域であり、住民の良好な生活環境を考慮すると、スポーツ活動の終了を午後9時とするのが望ましい。
(2)休館日について
休館日については、施設の点検、整備、清掃および安全確保のため定期的に置く必要がある。
(3)使用区分について
体育館の使用区分は、4区分(1区分3時間単位)とするのが望ましい。
(4)使用料金について
有料化について
建て替え後の体育館は、公共施設として市の財源によって運営される。市の財源が市民の租税によって支えられていることと、スポーツに適した環境を整えることから、原価と市内のスポーツ施設および近隣自治体の均衡等を考慮し、適正な受益者負担を設定し、有料化とすることが望ましい。
市民と市民以外の使用料金について
市内在住・在勤・在学の方と他市からの利用者との間に使用料に差を設けることには合理性がある。
(5)市民優先の原則
利用料・申し込み手続きなどを含め、市民優先を原則とすべきである。
(6)社交ダンス等の体育室使用について
多目的ホールは、社交ダンス等のヒールカバリー装着での使用が望ましい。アリーナでは原則として使用は認めないが、床の保護に配慮し、使用回数に限度を設け、ヒールカバリー装着を義務付けることにより、適切な使用に向けて考慮されるべきである。
(7)その他運営上の留意点
長期的展望にたった、耐震、耐火、防災および危機管理対策、セキュリティ対策等、新しい管理・運営が求められる。
おわりに
提言にあたり、近隣体育館の視察を行い、多くの管理運営事項を学んだが、その中で管理運営の施設として重要なことを次の2つの言葉に集約した。
1つは施設を管理する側は、「市民に使わせてやる」というより、市民により良く使ってもらおう」という意識に基づいた施設運営への取り組みが必要である。
2つは、使用する市民は、「スポーツを楽しむためには、みんなに迷惑をかけない」という公心とマナーが強く求められる。

9月25日(土)午前8時30分~10時

= 雨天実施 =

道路・公園環境美化 一斉清掃にご協力を

老人クラブ連合会の皆さんの協力のもと、市内の道路、公園などに捨てられている空き缶、空き瓶、ペットボトルの回収作業を行います。
老人クラブの皆さんが、それぞれの地域内に散乱している空き缶等を集め、24か所の臨時集積所に持ち寄ります。老人クラブ以外の団体、個人の参加も歓迎します。
ご協力いただける方は、午前10時までに、下記の臨時集積所に空き缶、空き瓶、ペットボトルをお持ちください。環境美化の推進にご理解ご協力をお願いします。
問合せ 西東京市老人クラブ連合会会長・田代(☎62-0954)
環境保全課(☎区内線2211)



臨時集積所

Table with 2 columns listing temporary collection points (e.g., 谷戸いちよう公園, ひばりが丘北わんぱく公園) and their addresses.

「西東京市出前講座」をはじめます

Table listing various courses (講座名) such as '市議会の役割としくみ', 'わかりやすい住民税の話', '固定資産税のしくみ', etc., along with their respective contact information.

市では、市民の皆さんが希望する講座に、市職員が出向いてお話しをする出前講座を、10月から試行実施します。
この講座は、市の業務や制度など、市政についての理解を深めていただくとともに、団体・グループの学習の場として行うものです。
開催できる時間 原則として平日午前9時~午後5時の2時間以内
一部の講座には開催できない期間、月1回程度等の制限があります。また、申し込みや業務の状況によって、応じかねることもあります。
会場 市内の公共的な施設を申し込み団体等でご用意ください。
対象 市内在住・在勤・在学の方で構成する10人以上の団体
費用 無料ですが、講座によって材料費などの実費が必要で、申込 事前に電話等で担当課と日時を調整のうえ、開催予定日の14日前までにお申し込みください(内容等については担当課にお問い合わせください)。
注意 苦情・陳情等を伺う場ではありません。政治、宗教、営利目的の場合は申し込みできません。
詳しい内容等は、両庁舎1階の情報公開コーナー、各公民館にある案内パンフレットをご覧ください。市のホームページからもご覧いただけます。
企画課(☎区内線1112)